

令和7年 3月25日

一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者
松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第11号

一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程
一宮市病院事業任期付職員の給与の特例に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第28号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(給与に関する特例) 第2条 略 2 略	(給与に関する特例) 第2条 略 2 略 3 <u>前項の規定による号給の決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</u>
(特定任期付職員業績手当) 第3条 <u>一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号。以下「給与の種類及び基準に関する条例」という。)第21条の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、前条第2項の規定による号給の決定が行われた際に期待された業績に照らして判断するものとする。</u> 2 <u>特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日)から当該基準日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し支給することができるものとする。</u> 3 <u>前項の規定によるもののほか、特定任期付職員業績手当は、退職した日(以下「退職日」という。)を起算日として前1年以内</u>	第3条 削除

の基準日に係る特定任期付職員業績手当の支給を受けていない特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日(特定任期付職員業績手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の当該手当に係る基準日の翌日)から退職日までの間にその者の特定任期付職員としての業務に関し顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し、退職日の属する月の翌月の給料の支給方法により定めた日に支給することができるものとする。

4 前条第2項の規定による号給の決定及び給与の種類及び基準に関する条例第21条の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。

(給与支給等規程の適用除外等)

第4条 給与の種類及び基準に関する条例

第5条、第6条、第8条及び第20条及び一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号。以下「給与支給等規程」という。)第2条及び一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第12条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは、「100分の175」とする。

(給与支給等規程の適用除外等)

第4条 一宮市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成19年一宮市条例第35号)第5条、第6条及び第8条、

一宮市病院事業職員の給与の支給等に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第21号。以下「給与支給等規程」という。)第2条並びに一宮市病院事業職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(平成19年一宮市病院事業部管理規程第23号)第12条の規定は、特定任期付職員には適用しない。

2 特定任期付職員に対する給与支給等規程第12条第1項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の95」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。